

災害時における八尾市歯科医師会による医療救護活動に関する協定書

八尾市（以下「甲」という。）と一般社団法人八尾市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、八尾市域内において発生した災害に対し、八尾市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動における必要な事項について定めるものとする。

2 この協定の対象となる災害は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 八尾市域における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用があるもの
- （2） 甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等、その他傷病者が多数発生する災害

（派遣要請）

第2条 甲は、災害が発生したとき又は医療救護活動の準備をする必要があると認められるときには、乙に対し、歯科医師及び歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）の派遣要請を行うことができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、甲が設置する医療救護所、避難所、甲が医療救護を実施する必要があると認める場所に、可能な限り歯科医師等を派遣するものとし、派遣する従事者数その他必要事項について甲に報告を行うものとする。

3 前項に規定する報告を受けたときは、甲は速やかに医療救護班を編成するものとする。

（医療救護活動の場所）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、以下の場所にて医療救護活動を行うものとする。

- （1） 医療救護所及び甲が医療救護を実施する必要があると認める場所（以下「医療救護所等」という。）
- （2） 避難所及び甲が医療救護を実施する必要があると認める場所（以下「避難所等」という。）

（医療救護所等における医療救護の内容）

第4条 医療救護所等で従事する歯科医師等の業務内容は、以下のとおりとする。

- （1） 診察
- （2） 傷病者に対する処置
- （3） 後送医療機関への搬送要否及び搬送順位の決定
- （4） その他医療救護を実施する上で必要な措置

（避難所等における医療救護の内容）

第5条 避難所等で従事する歯科医師等は、歯科保健活動を主たる目的として巡回を行い、治療が必要な場合は、医療救護所等又は残存医療機関等に引き継ぐものとする。

（医療費）

第6条 医療救護所等及び避難所等における医療救護を受けた傷病者又は患者の医療費は原則として無償とする。

2 医療救護所等及び避難所等以外の医療機関及び後送医療機関における医療に係る医療費は、原則として医療保険制度に従った取扱いとする。

（報告）

第7条 歯科医師等は、活動内容等に関して必要な記録を行うとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、歯科医師等に業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 医療救護班が使用する医薬品、医療資器材等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 乙が歯科医師等の派遣に要した経費
- (2) 乙が供給した医薬品等(歯科医師等の携行品を含む)を使用した場合の実費
- (3) 前2号に定めるもののほか、医療救護活動に要した費用で甲が必要と認めたもの

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害救助法その他関連法令に規定する算定方法に準じて算定するものとする。

(損害賠償)

第10条 医療救護活動により第三者に生じた損害については、甲と乙が協力してその処理及び解決に当たるものとする。

2 甲は、前項の損害を賠償した場合においても、歯科医師等に故意又は重大な過失が認められない限り、乙又は当該歯科医師等に求償しないものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合において、その補償に要する費用は、災害救助法その他関連法令により補償される場合を除き、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害救助法その他関連法令に規定する算定方法に準じて算定するものとする。

(医療救護活動マニュアルの作成)

第12条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護活動マニュアルを作成し、甲とその内容を情報共有するものとする。

2 乙は、前項のマニュアルを変更したときは速やかに甲に報告するものとする。

(防災訓練等)

第13条 乙は、災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護活動に関する訓練等を実施するとともに、甲から要請を受けた場合は、甲が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定書に基づく医療救護活動の実施に関して、必要な細目は「災害時における八尾市歯科医師会による医療救護活動に関する協定書実施細目」のとおりとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月31日

甲 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市
代表者 市長 山本 桂右

乙 八尾市旭ヶ丘五丁目85番1号(八尾市生涯学習センター内)
一般社団法人 八尾市歯科医師会
会長 西村 博幸